

香港（中国） (Hong Kong, China)

通信

I 監督機関等

1 貿易経済発展局（Commerce and Economic Development Bureau : CEDB）

Tel. : +852 3655 5595

URL : <http://www.cedb.gov.hk/ctb/>

所在地 : 21/F, West Wing, Central Government Offices, 2 Tim Mei Avenue, Tamar, Hong Kong, CHINA

幹部 : Susie HO Shuk-ye (次官 / Secretary)

所掌事務

2007年7月の政府機構の再編に伴い、旧貿易工業情報科学技術局がCEDBに改編された。内部部局にあった通信技術部が2015年11月に通迅・創意産業部（Communications and Creative Industries Branch : CCIB）に名称変更された。同部は放送、映画、電気通信などの分野の政策立案を所掌する。

また、内部部局にあった政府最高情報責任者事務局（Office of the Government Chief Information Officer : OGCIO）が新設されたイノベーション・技術局に移行された。

2 イノベーション・技術局（Innovation and Technology Bureau : ITB）

Tel. : +852 3655 5595

URL : <http://www.cedb.gov.hk/ccib/>

所在地 : 21/F, West Wing, Central Government Offices, 2 Tim Mei Avenue, Tamar, Hong Kong, CHINA

幹部 : Nicholas W Yang (次官 / Secretary)

所掌事務

2015年11月に発足され、それまでCEDBにあったOGCIOがITBに移行された。OGCIOはICT分野における政策、戦略、計画実施を統括し、政府部内に対し情報技術サービスと支援を提供するとともに、「デジタル21戦略」（Ⅲ-4の項参照）に基づき、ICT政策や戦略、プログラム、各種措置の策定に責任を負う。

3 通信事務管理局（Communications Authority : CA）

Tel. : +852 2961 6333

URL : <http://www.coms-auth.hk/en/home/index.html>

所在地：20/F, Wu Chung House, 213 Queen's Road East, Wan Chai, Hong Kong, CHINA

幹部：Ambrose HO（局長／Chairman）

所掌事務

2011年6月に可決された「通信事務管理局条例」によって2012年4月1日に設置された通信・放送の両分野を規制・監督する独立政府機関で、事務執行部門として「通信事務管理局事務室（OFCA）」が設けられているほか、三つの所管委員会（放送苦情処理、放送業務規則及び電気通信事務）を傘下に置く。旧電気通信管理局（OFTA）と旧放送委員会（BA）の職能を引き継いでおり、主要人員は行政長官の指名を受けた12名の民間人によって構成される。「放送令」、「電気通信令」、「未承諾電子メッセージ条例」、及び「放送令（雑則）」に規定されている規制業務のほか、ICT分野の発展をもたらす環境の整備も担う。通信分野関連での主な所掌事務は、下記のとおりである。

- ・ 通信関連の法案、規制政策の策定について CEDB に対して助言を行うこと
- ・ 通信分野における各種苦情に対処すること
- ・ 周波数の管理、配分を行うこと

II 法令

1 電気通信令（Telecommunications Ordinance）

電気通信事業免許の管理、電気通信回線設備の利用及び違反と罰則、周波数管理等について規定している。

2 通信事務管理局条例（Communications Authority Ordinance）

CA の設立に関する具体的な手続などを定めている。CA の職務、委員の構成や運営基金関連が主な内容である。

3 未承諾電子メッセージ条例（Unsolicited Electronic Messages Ordinance）

2007年12月22日より施行された。規制対象は、事前に収録された音声メッセージ、ファックス、メール、SMS、MMS を含む、電子手段によって送信されたすべての広告メッセージである。

III 政策動向

1 免許制度

免許は、「キャリア免許」、「サービス・ベース事業者免許」、「公共無線通信サービス免許」、「クラス免許」、「その他の免許」の5種類に分類されている。

このうち、キャリア免許（Carrier Licence）は公衆電気通信網を敷設・運用するための免許で、更に固定（市内／長距離／国際）キャリア免許と移動キャリア免許に分かれていたが、固定通信技術と移動体通信技術の融合を踏まえ、2008

年 8 月より、統合キャリア免許 (Unified Carrier Licence : UCL) が新設された。固定系・移動系にかかわらず、施設ベースの事業者に付与される新規のキャリア免許は、宇宙通信分野を除き UCL に統合されることとなった。無線技術を利用するサービスを提供する場合は、別途、CA による周波数割当の審査や競争入札により周波数利用の権利を取得することとされている。

2 競争促進政策

(1) 第 2 種相互接続の廃止

事業者数の増加及びサービスの成熟に伴い、更なるネットワークの高度化、多様化を図るために、政府は 2008 年 6 月に固定通信最大手の PCCW-HKT に市内回線の開放義務を課した第 2 種相互接続 (Type II Interconnection) を廃止した。

(2) 固定網の相互接続料金規制の撤廃

2014 年 10 月より、1995 年に導入されていた固定網ナローバンドの相互接続料金に関する規制が撤廃された。

香港では、ブロードバンドの相互接続料金、移動網間の相互接続料金、及び固定・移動網間の相互接続料金のいずれもが事業者間の相対取引に委ねられ、規制の対象外となっている。

(3) サービス実行目標値の導入

旧 OFTA は 2008 年 1 月と 2010 年 9 月、ブロードバンド・サービス主要事業者 5 社と移動通信事業者 4 社に対して、それぞれのサービスに関する実行目標値の各社のウェブサイトでの公表を求めた。各社の実行目標には、ネットワーク信頼度、サービス復旧所要時間、顧客ホットライン・サービス、顧客の苦情処理、技術実績の 5 項目が含まれている。各社の目標に対する実施結果については各社が四半期終了後 1 か月以内に報告することになっている。

3 情報通信基盤整備政策

(1) ユニバーサル・サービス

現行制度は 1998 年に定められ、2007 年 7 月に改正を受けたものである。PCCW-HKT が唯一のユニバーサル・サービス義務を課された事業者である。同社は、赤字地域の顧客へのサービス提供にかかった純費用に対して補助を受けてきたが、同補助金は、取り扱った通話量に基づき、国際電話 (IDD) 事業者の負担となっている。

(2) クラウド・コンピューティング

OGCIO は 2011 年 7 月、政府の提供する e サービスにクラウド・コンピューティングを導入する意向を示した。構築されるクラウド・コンピューティング環境は三つの部分で構成される。一つ目は、政府が保有し、運営も自ら行う「内部プライベート・クラウド」である。二つ目は、政府専用で、運営を事業者に任せる「アウトソーシング・プライベート・クラウド」である。三つ目は、一般サービ

ス用で運営にも政府がほとんど関与しない「パブリック・クラウド」である。

政府はこの三つのプラットフォームを通じて、**Software as a Service (SaaS)** 型、**Platform as a Service (PaaS)** 型及び **Infrastructure as a Service (IaaS)** 型という三つのタイプに分けてサービスを提供する。具体的には、SaaS 型では、データ管理のほか、ヒューマンリソース管理や電子調達、ペーパーレス会議などの業務支援を中心としたソフトウェアを政府各部門に提供する。また、PaaS 型では、ID 管理をはじめとする電子政府向けのプラットフォームを提供する。更に、IaaS 型のサービスとして、バーチャル技術を駆使し、政府所有の IDC 内でサーバ、ストレージなどを含む基盤施設を構築する。

政府は今後数年間にわたり、上記のクラウド・コンピューティング環境を完成させていく予定としている。実現に向け、2013年4月にクラウド・プラットフォームの構築・運用プロジェクト事業者に **Atos Information Technology HK** を選定し、同年末よりデータセンター機能を中心とした初期段階のサービスを開始した。

一方、OGCIO（当時）は2012年6月、データセンターの構築を促進する2大措置を発表した。一つは、築15年以上の工業ビルの一部をデータセンターに転用する場合、課す予定であった手数料を免除すること。もう一つは、高水準のデータセンターへの転用に伴う工業用地の契約改訂が必要な場合、その用途に合わせて地価補足費査定を行うこと。ただし、転用部分は全体の40%以上に達することが条件となっている。

この2大措置の申請期間は2012年6月25日から2016年3月31日までとなっている。また、香港政府は高水準のデータセンター用地として、約2ヘクタールを準備している。

4 ICT 政策

デジタル 21 戦略

CEDB は域内情報通信基盤の整備を目指し、2007年12月に「2008年デジタル 21 戦略」を発表した。その後数回の見直しが行われており、最新バージョンとなる「2014年デジタル 21 戦略」の主題は「**Smarter Hong Kong, Smarter Living**」で、下記5項目の取組みが示されている。

- ・ 2014年内に無料又は無料の利用時間帯を設けた Wi-Fi ホットスポット数を現在の1万から2万に増やす。なお、2016年1月現在、今後3年間でスポット数の更なる倍増が公表されている。
- ・ 公共部門におけるペーパーレス化を推進し、仕事の効率化を図る。
- ・ 政府による資料公開は2015年以降、すべてデジタル方式に切り替える。
- ・ 都市管理において、モノのインターネット、センサー技術、ビッグデータを一層活用する。

- ・ すべての市民にデジタル ID を配布し、安全・安心なプラットフォームを構築することで、健康記録の電子化、電子小切手などのサービスを推進する。

5 消費者保護政策

(1) 未承諾電子メッセージ条例

同条例（Ⅱ－3の項参照）が2008年に全面的に施行開始されて以降、2009～10年度におけるクレーム件数が5,071件だったのに対して、2010～11年度には3,025件に減少し、前年比で4割の減少となる。また、旧OFTA（現OFCA）が発出した警告の件数は、2009～10年度の867通から、2013～14年度は244通に減った。

(2) フェアユース・ポリシー実施のガイドライン

2012年2月より実施開始された同ガイドラインは、ブロードバンド事業者がフェアユース・ポリシーを実施する際の指針となるもので、サービスに関する情報の透明性向上と消費者への情報提供改善を図る。また、ブロードバンド事業者に対して、以下の順守義務を定めている。

主な内容は以下のとおりである。

- ・ 「無制限」のサービスプランを利用している利用者に対するいかなる制限も適用してはならない。
- ・ 「無制限」と広告やウェブサイト等で表示する場合にはフェアユース・ポリシーが適用される内容、また利用条件を明記する。
- ・ 消費者に対して、サービスプランがフェアユース・ポリシーの適用を受けるかどうか等、契約前に明確に説明する。また、変更前にも十分周知を行う。
- ・ サービス事業者は、平均的な利用者がブロードバンド・サービスと認識する範囲内でサービス制限を行う。

(3) 顧客向け苦情調停スキーム

CAは通信事業者及び個人顧客間のトラブルを解消する有効な手段を検討するために、2012年11月より、2年間の期間限定で、同スキームを試験的に導入した。期間中に計198件の訴えが受理され、解決率は100%に達した。このような状況を踏まえ、2015年5月1日より、同スキームが正式に導入され、計16の固定、移動、及びMVNO事業者が同スキームに自主的に参加している。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

「電気通信令」の第32E条により、香港で使用されるすべての無線機器及び公衆電気通信網に接続可能な電気通信機器には、基準認証の取得が義務付けられている。認証方式には、①製造業者、ベンダー等が自己適合宣言を行う「自願検証

計画」(Voluntary Certification Scheme : VCS) 及び②CA が定める技術基準の順守について認証機関による認証を必要とする「強制検証計画」(Compulsory Certification Scheme : CCS) の二つがある。基準認証を受けた通信機器には、CA が発行する認証ラベルを任意ベースで貼付する。

V 事業の現状

1 市場の概要

香港では、固定電話と携帯電話とともに番号ポータビリティ制度が適用されている。また、固定と携帯電話間の番号ポータビリティ (FMNP) サービスも事業者が任意ベースで提供することになっている。

2008年6月には、それまでに PCCW-HKT に課せられていた市内回線の開放義務が撤廃され、一連の競争促進政策の実施により、固定、移動体通信分野において、ともに激しい競争が展開されている。

2015年9月末におけるモバイル・トラフィックは、2.5G/3G/LTE 方式ではユーザ1人当たり 1,300MB に達しており、前年同期の 1.3 倍に当たる。一方、設備競争が進み、2015年3月現在、少なくとも二つの加入者網にアクセスできる世帯の割合は 86.7% に達し、三つの加入者網にアクセスできる世帯の割合は 78.9% に達している。

2011年4月、契約期間が6か月以上の固定・携帯電話及び高速インターネットの契約に対して7日間のクーリングオフ期間の設定が事業者に義務付けられることになった。

2 固定電話

1995年6月に市内通信市場が自由化され、同サービスを提供する免許は随時受付・付与となり、免許数の制限も撤廃された。2015年9月現在、有線及び無線系技術を用いて域内の固定電話サービスを提供する事業者は 24 社である。また同年7月現在の IP 電話を含む固定回線総数は 321 万 1,562 に達しており、世帯普及率は 98.5% となっている。

3 移動体通信

2015年9月現在、四つの事業者 (VIの項参照) が 3G サービスを提供しているほか、最大通信速度が 300Mbps に達する LTE サービスも提供している。

同年7月時点の移動体通信加入者総数は 1,669 万 5,677 に達しており、人口普及率は 228.8% である。このうち、2.5G/3G/LTE 加入者総数は 1,228 万に及ぶ。

4 インターネット

香港では、最大速度が 10Gbps に達する FTTH サービスをはじめ、ADSL、Hybrid Fiber Coax (HFC) など各種の方式によるサービスが展開されている。

2015年9月現在、ISP 数は 210 に達しており、個人及び法人顧客向けにサー

ビスを提供している。同時点のブロードバンド加入者数は約 229 万 7,791 に達している。

このほかに、2015 年 9 月現在、公衆無線 LAN (Wi-Fi) アクセス・ポイント数が 3 万 9,267 に達しており、更に増加傾向にある。このうち、政府と PCCW-HKT など大手通信事業者の連携で提供している無料の公衆 Wi-Fi サービスの同値は 1 万 7,000 である。これについては、「2014 年デジタル 21 戦略」(Ⅲ-4 の項参照) を推進するため、2008 年より政府によって提供されているサービスの名称が 2014 年 8 月に「Wi-Fi.HK」に統一され、完全無料、あるいは、一定の無料の時間帯が設けられている。利用者は事前登録なしで、1 日当たり少なくとも 30 分間の無料接続の利用が可能となっている。

5 新成長サービス

(1) IPTV サービス

PCCW-HKT が最大の IPTV 事業者で、2003 年より「NOW」というブランド名で、同サービスを提供開始している。コンテンツの拡充と柔軟な料金設定が功を奏して、2009 年に初の年間黒字を実現した。20 以上の現地情報を中心としたチャンネルを含めて 2014 年末現在、三つの無料チャンネルを含む 200 以上のチャンネルによるサービスのほか、3,000 時間以上のビデオ・オン・デマンド (VoD) などを提供しており、加入者総数は 128 万 5,000 に達した。

(2) 放送型モバイルテレビ

中国移動香港は 2010 年 6 月に行われたオークションにおいて、1 億 7,500 万 HKD で放送型モバイルテレビ・サービス免許を取得した。同サービスには 678-686MHz 帯の周波数が割り当てられている。技術標準に関する制限はないが、伝送容量の 75% 以上をモバイルテレビ・コンテンツの配信に使用し、また免許が付与されてから 1 年半以内に 50% 以上の人口カバレッジの実現が義務付けられている。免許の有効期限は 15 年である。

2012 年 12 月に中国移動香港は子会社を通じて、プラグイン・アダプターを必要とする無料及び有料の番組をスマートフォン向けサービスとして開始したが、2013 年 12 月、同子会社が香港電視網絡 (HKTV) に買収された。これに伴い、HKTV は放送方式を China Mobile Multimedia Broadcasting (CMMB) から Digital Terrestrial Multimedia Broadcast (DTMB) に変更するとした。これに対して、CA は DTMB は現行の地デジ方式であり、モバイルテレビ放送に適用し、かつ、5,000 以上の受信が見込まれる場合、「放送令」規定の放送免許の取得が必要とした。HKTV はこの決定を不服とし、香港高等法院 (高等裁判所) に提訴したが、主張が認められなかった。

VI 運営体

1 PCCW-HKT

Tel. / Fax : +852 2888 2888

URL : <http://www.pccw.com/>

所在地 : 39/F, PCCW Tower, TaiKoo Place, 979 King' s Road, Quarry Bay, Hong Kong, CHINA

幹部 : Li Tzar Kai, Richard (会長 / Chairman)

概要

2000年8月に市内固定電話市場の支配的事業者であった香港テレコムを買収し設立された総合通信サービス事業者である。固定電話、ブロードバンド、IPTVのほか、3G事業者サンデーの買収により、W-CDMA方式の移動電話サービスの提供も行っている。これらに加え、2008年11月よりCDMA2000サービスも開始した。固定電話、ブロードバンド、及びIPTVの3事業について、加入者シェアではいずれも香港最大である。更に2014年5月には競合事業者のCSLを買収した。

2014年5月に、同社は華為技術(Huawei)と提携して香港初の商用VoLTEサービスを提供すると発表したのに続いて、2015年には香港全域で10Gbpsのブロードバンド・サービスを開始した。

2 ハチソン・ワンポア (Hutchison Whampoa)

Tel. : +852 2128 1188

URL : <http://www.hutchison-whampoa.com/en/global/home.php>

所在地 : 22/F, Hutchison House, 10 Harcourt Road, Central, Hong Kong, CHINA

幹部 : Li Ka-shing (会長 / Chairman)

概要

通信事業のほか、不動産・ホテルや港湾事業なども手がけるコングロマリットである。通信事業では、ブランド名「3」で運用されている「欧州3グループ」のほかに、「ハチソンアジア(HAT)」、「ハチソン香港(HTHKH)」、及びオーストラリアで事業を行う「HTAL」の四つの部門から構成されている。

2014年末現在、欧州3グループは、6か国(オーストラリア、デンマーク、アイランド、イタリア、スウェーデン、英国)の2,503万の加入者に移動体通信サービスを提供している。このうち、スウェーデンにおいては、2011年12月に中興通迅(ZTE)のシステムを採用して、世界初のLTE TDD-FDDデュアルモードの商用サービスを開始した。

また、HATはスリランカ、インドネシア、ベトナムにおいて移動体通信サービスを展開しており、2014年末現在の加入者数は前年同期比で大幅増の5,445万と

なっている。一方、HTHKHは、香港とマカオにおいて移動体通信サービスを提供しているほか、香港では固定通信事業も運用しており、加入者総数は前年同期比で50万減の320万である。更に同社は、子会社であるHutchison Global Communications (HGC)を通じて、2012年9月に初の外資系事業者として、ミャンマー郵電公社(MPT)が認可した事務所と提携して、国際音声及びデータ通信サービスの提供を開始した。

3 スマートーン (SmarTone)

Tel. : +852 3128 2828

URL : <http://www.smartone.com/>

所在地 : 31/F, Millennium City II 378 Kwun Tong Road Kwun Tong Kowloon, Hong Kong, CHINA

幹部 : Douglas Li (最高経営責任者/CEO)

概要

1992年に設立され、1993年にアジア初のGSMサービスを開始した移動体通信事業者で、2009年7月以降、マカオにおいても3Gサービスを提供している。同社は2004年12月から開始したボーダフォンとの提携を2011年9月に解消し、ブランド名をスマートーンに戻した。最大通信速度で下り42Mbps/上り5.76Mbpsの3G/HSPA+網を運用しているほか、2012年8月より、1800MHz帯でのLTEサービスも開始した。

また同社は2014年7月に加入者の新規募集を停止していた固定ブロードバンド・サービスを再開し、最大で1Gbpsに達するサービスを提供している。

4 中国移動香港 (China Mobile Hong Kong Company : CMHK)

Tel. : +852 2945 8000

URL : <http://www.hk.chinamobile.com/>

所在地 : Level 20, Tower 1, Kowloon Commerce Centre, 51 Kwai Cheong Road, Kwai Chung, New Territories, Hong Kong, CHINA

幹部 : Sean Lee (取締役兼最高経営責任者/Director and CEO)

概要

中国本土の通信事業者中国移動の子会社で、1997年1月に正式にサービスを提供開始した香港初のPersonal Communications Service (PCS) モバイル・サービス事業者である。

同社は2012年4月からFDD-LTE方式によるサービスを開始した。それに先立ち、2月にはTD-LTE方式のサービスに使用する2300MHz帯の周波数帯を落札した。また、同6月に同社は、エリクソン (Ericsson) からの協力でFDDとTDD方式によるシームレスな相互切替実験に成功したことを受け、2012年12月、TD-LTE (2300MHz) 及びFDD-LTE (2600MHz) によるデュアルモードの

商用サービスを開始した。更に 2014 年 5 月には中国本土の TD-LTE 方式でデータローミングを始め、2015 年 9 月には VoLTE サービスも開始した。

放送

I 監督機関等

1 貿易経済発展局 (CEDB)

(通信 / I - 1 の項参照)

所掌事務

映像放送産業分野の政策立案を行う。

2 通信事務管理局 (CA)

(通信 / I - 2 の項参照)

所掌事務

通信と放送分野を共に監督する機関として、放送分野関連では主に下記を所掌する。

- ・ 放送関連の法案、規制政策の策定について CEDB に対して助言を行うこと
- ・ 放送分野における各種苦情に対処すること
- ・ 域内向け無料・有料放送免許及びラジオ免許の申請、更新等について行政長官に助言を行うこと
- ・ 域外向け放送免許及びその他の免許の付与・更新を行うこと
- ・ 放送分野の業務規則の策定や改正を行うこと

II 法令

1 放送令 (Broadcasting Ordinance)

2000 年 7 月施行。免許付与や放送事業者の義務、使用設備の検査、測定、及び同法令の内容を違反した場合の罰則等について定めている。またテレビ放送を四つのカテゴリーに分け、規制と免許の枠組みを規定している。

2 電気通信令 (Telecommunications Ordinance)

ラジオ放送免許について規定している。

III 政策動向

1 免許制度

(1) 免許制度の枠組み

「放送令」に基づき、テレビ放送免許は、域内向け無料放送、域内向け有料放

送、域外向け放送、及びその他の4種類に分類されている。域内向け無料・有料放送免許の付与は行政会議の決定を受け、政府行政長官によって付与されるが、他の2種類の免許付与はCAによって行われる。ただし、免許を取得したすべての事業者はCAの管轄下に置かれる。

他方、ラジオ放送免許は「電気通信令」に基づき、行政会議の決定を受け、政府行政長官によって付与される。

(2) 外資規制

域内向け無料放送の場合、国籍や市民権ではなく、域内在住かどうかに基づいた規制を行っている。域内の非居住者が域内向け無料放送の株式議決権の2%以上を所有、合併、又は行使する場合は、CAの事前承認が必要とされる。また、域内の非居住者は、域内向け無料放送の議決権の49%を超えて所有することは認められていない。なお、域内居住者とは、通常、域内で居住、若しくは、一度は継続して7年以上、域内で居住した者とされている。

ラジオに関しては、域内居住者でなければ株式議決権の49%を超えて株式を所有できない。

2 コンテンツ規制

コンテンツ規制の規制範囲は、品位、性・暴力の描写手法、言語の使用、番組情報、内容の公平性、及び児童の保護に及ぶ。また、たばこや武器、占いなどに関する広告が禁じられているほか、酒類の広告は域内向け無料放送とラジオ番組では午後4時から8時半の間、かつすべてのテレビ放送とラジオ番組で、児童番組、及び18歳以下の青少年向け番組の放送時間帯に近い時間帯での放送が禁じられている。成人限定という番組区分に該当する番組は、放送可能時間が午後11時30分から翌朝6時までとされている。

3 地上デジタル放送

既存放送事業者のテレビ廣播 (Television Broadcast : TVB) と亜洲電視 (Asia Television : ATV) がともに中国独自の規格であるDTMBを採用している。

香港政府は2004年7月にTVBとATVの2社にデジタル放送の免許を交付した。両社は2007年12月31日から地上デジタル放送を開始し、2013年末現在、TVBは5チャンネル、ATVは6チャンネルで放送を行っている。11のチャンネルのうち、一つのニュースチャンネルを含む六つのHDチャンネルが24時間放送を行っている。また、RTHKも2014年1月より地上デジタル放送を開始した。

2015年6月末現在、セットトップボックス (STB) や受信機、PCなどで地上デジタル放送を受信している世帯割合は85%となっており、アナログ放送の終了は2020年の予定である。デジタルへの移行が完了するまでは、両事業者は既存の4系統の番組のデジタル及びアナログによる同時放送が義務付けられている。

IV 事業の現状

1 ラジオ

アナログ・チャンネル数は全部で 13 あり、商業放送事業者の商業・ラジオ (Commercial Radio)、ハチソン・ワンポア傘下のメトロ・ブロードキャスト (Metro Broadcast) 及び公共放送事業者の香港電台 (RTHK) が七つの FM チャンネルと六つの AM チャンネルで放送を実施し、香港全区域をカバーしている。

2015 年 11 月現在、RTHK を含めて香港数碼広播 (旧雄涛広播)、新城広播の 3 事業者が DAB+方式によるデジタルラジオ放送を提供している。各社は共同で 7 基の中継局を構築し、エリアカバレッジは 85%に達している。

RTHK が運営する 5 チャンネルのうち、4 チャンネルは同社の AM 放送のコンテンツ、1 チャンネルは中央人民広播電台 (CNR) のコンテンツを利用している。また、言語別では、2 チャンネルが英語、2 チャンネルが北京語、1 チャンネルが広東語による放送を行っている。デジタルラジオ放送では、香港数碼広播の 6 チャンネルと新城広播の 7 チャンネルによる 24 時間放送が行われている。放送内容は音楽や、時事ニュース、金融やコミュニティ情報など多岐にわたる。

一方、2012 年 6 月にデジタルラジオ放送を開始したフェニックス・U・ラジオが 2015 年 9 月に、経営難を理由に CA に対して事業免許の返上を申請した。同 11 月に行政会議が同社の免許返上申請を受入れ、11 月 6 日にサービスが終了した。

2 テレビ

2015 年 8 月現在、域内向け無料・有料放送、及び域外向け放送の免許所有者は全部で 24 である。

TVB と ATV が域内向け無料放送を行っており、それぞれ二つのアナログ・チャンネルに加え、計 11 のデジタル・チャンネル (六つの高画質を含む) を運営している。ただし、事業免許の期限が 2016 年 4 月 1 日までとなる ATV が 2014 年秋以降、経営難に陥っていたため、行政会議は同局の免許更新を打ち切ると決定した。その後、RTHK が回収された ATV の二つのアナログ・チャンネルを利用し、2020 年末までに放送を継続させることになっている。

域内向け有料放送事業者として、HKCTV、PCCW、及び TVB PV の 3 社が計 398 のチャンネルを運営している。また、ホテルにサービスを提供している「その他の免許」の所有者は 24 である。TVB と ATV もこのサービスにそれぞれ一つの高画質チャンネルを提供している。

2015 年 2 月現在、テレビ所有世帯数は 240 万 7,000、4 歳以上の無料放送受信者数は 646 万 6,000 に達している。また、2015 年 6 月における有料放送の受信世帯数は 238 万 9,000 である。

域内向け無料放送の新規参入として、2015年4月にPCCW傘下の香港電視娛樂（HKTVE）が域内向け無料放送免許を取得し、開局から6年間で総額13億HKDを番組制作に投資するとした。免許の取得条件では、2016年3月31日までに一つの広東語チャンネル、また2017年3月31日までに一つの英語チャンネルの開通が必要となっている。

3 衛星放送

2000年12月にTVB傘下のTVB PV及びケーブルテレビ事業者の有線電視（Hong Kong Cable Television：HKCTV）の2社が免許を取得し市場に参入したが、HKCTVは2004年5月に撤退した。2015年6月現在、TVB PVはTVB Network Visionの名称で120万以上の世帯に対して67チャンネルを提供している。

一方、域外向け放送は、2015年末現在、8の事業者が免許を取得しており、Intelsat 19、AsiaSat-7、Apstar-V、Chinasat 10等、九つの衛星を利用して、200以上のチャンネルを提供している。

4 ケーブルテレビ

i-Cable子会社のHKCTVが、1993年に独占で有料放送免許を付与され、HFCに加え、Multichannel Multipoint Distribution Service（MMDS）と衛星を用いた伝送方式によるサービスを提供している。STARや欧米のチャンネルのみならず、台湾や日本のチャンネルなど117のチャンネルが提供されており、2014年末現在の有料番組視聴世帯数は100万2,000で、前年比で減少している。

V 運営体

1 香港電台（Radio Television Hong Kong：RTHK）

Tel.：+852 2339 6300

URL：<http://www.rthk.org.hk/>、<http://rthk.hk/>

所在地：30 Broadcast Drive, Kowloon, Hong Kong, CHINA

幹部：Leung Ka-wing（局長／Director）

概要

香港にある唯一の公共放送事業者である。伝送設備を保有しておらず、年間約570時間のニュース、政府広報、教育などの制作番組の放送を、TVBとATVに委託していたが、2014年以降、自前の番組を放送する三つの地上デジタル・チャンネルを開設した。年間の番組製作数は1,345時間に及ぶ。

ラジオ放送では、広東語、北京語、英語を用いた七つのアナログ・チャンネル及び五つのデジタル・チャンネルを運用している（IV-1の項参照）。

このほかに、インターネットを用いた放送や、iPod、YouTubeなどニューメディアを通じての番組配信にも力を入れている。

2 電視廣播 (Television Broadcasts : TVB)

Tel. : + 852 2335 9123

URL : <http://corporate.tvb.com/>

所在地 : TV City, 77 Chun Choi Street, Tseung Kwan O Industrial Estate, Kowloon, Hong Kong, CHINA

幹部 : Charles Chan Kwok Keung (会長 / Chairman)

概要

香港最大の地上テレビ放送事業者である。財源は主に広告収入で、地上放送はアナログ 2 系統とデジタル 5 系統で行っている。デジタル放送チャンネルのうち、2 系統はアナログと同一内容のもので、3 系統はそれぞれ、高品質映像チャンネル、若年向けチャンネル、双方向ニュースチャンネルとなっている。

3 メトロ・ブロードキャスト (Metro Broadcast)

Tel. : + 852 3698 8000

URL : <http://www.metroradio.com.hk/>

所在地 : Basement 2 Site 6 Whampoa Garden Hunghom Kowloon, Hong Kong, CHINA

概要

1991 年より放送を開始したラジオ局である。三つのチャンネル (広東語による FM 放送が二つ、英語による AM 放送が一つ) を通して、ファイナンス、ニュース、娯楽などの内容で 24 時間の番組放送を行っている。

電波

I 監督機関等

1 通信事務管理局 (CA)

(通信 / I - 2 の項参照)

所掌事務

電波監理業務として主に以下を所管している。

- ・ 周波数割当
- ・ 放送技術への助言
- ・ 周波数国際調整
- ・ 電波干渉調査・苦情処理
- ・ 無線機器の違法使用からの保護
- ・ 海上無線従事者認可

2 標準化機関

「電気通信令」第32D条に基づき、CAは次を対象とした技術標準や技術仕様を定める。

- ・ 電気通信網、システム、装置、顧客設備、サービス
- ・ 電気通信網、システム、装置、顧客設備、サービスへの干渉を引き起こす無線周波数を故意又は偶然に発する他の非電気通信設備
- ・ 電気通信網、システム、装置、顧客設備、サービスから干渉を受ける他の非電気通信設備

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

周波数管理機関としてCAが、周波数の有効利用、周波数割当、衛星軌道管理、電波障害、電波の違法利用の監視・防止、他国・地域の規制機関との周波数調整等を行っている。

2 免許制度

(通信／Ⅲ－1の項参照)

3 周波数割当制度・電波再分配制度

「電気通信令」第32H条「周波数分配の権限」において、CAが、周波数の分配、割当てのほか、正当な理由の公示を条件に割当周波数の変更、取消しの権限を有する。商用サービスに使用される周波数の割当ては、周波数の有効利用を目的に市場原理に基づくことを原則としている。また、政府が使用する周波数は有効利用に関する評価が3年ごとに実施される。

周波数割当は、毎年公表される周波数開放計画 (Spectrum Release Plan) に基づいて実施されている。2010年4月に発表された周波数開放計画 (Spectrum Release Plan for 2010/11-2012/13) では、678-686MHz、832.5-837.5/877.5-882.5MHz、885-890/930-935MHz、2010-2019.7MHzを移動体、固定、放送の各サービスに分配することとされ、このうちUHF帯 (678-686MHz) では、放送型モバイルテレビ・サービス (Broadcasttype Mobile TV Services) のオークションが2010年6月に実施され、中国移动香港が免許を取得した (通信／V－5 (2) の項参照)。

また、850MHz、900MHz及び2GHz帯の計29.7MHz幅の周波数では、公衆移動体サービス用のオークションが2011年3月に実施され、800MHzと900MHzをスマートーンとハチソン・ワンポアがそれぞれ取得した。

2011年12月に発表された周波数開放計画 (Spectrum Release Plan for 2012-14) では、2.3GHz帯 (2300-2390MHz) と2.6GHz帯 (2515-2540/2635-2660MHz) の割当てが予定され、このうち2.3GHz帯 (TDD)

については、2012年2月6日に、ブロードバンド無線アクセス（BWA）免許のオークションが実施された。同帯域は、2009年1月のオークションで不落札となったが、2.3GHz帯を利用したTD-LTEの商用サービスが海外で開始されているのを受けて実施されたものである。落札総額は4億7,000万HKDで、既存事業者のハチソン、中国移動（香港）、新規参入の21 ViaNetの合計3社が落札した。2.3GHz帯BWA免許は、固定及び移動業務の提供が可能な統合キャリア免許（Unified Carrier Licence：UCL）として、技術中立ベースで割り当てられ、免許期間は15年間となっている。また、落札者は、免許取得後5年以内に、移動業務の場合は人口の50%以上を、固定業務の場合は200以上の商業施設や住宅施設をカバーしなければならない。

2.6GHz帯については、2013年3月に2.5/2.6GHz帯としてオークションが実施されている。これに先立ち、2009年1月に2500-2570/2620-2690MHzのうち90MHz幅（45MHz×2）を対象にブロードバンド無線アクセス（BWA）用の周波数オークションが実施され、旧CSL（2540-2555/2660-2675）、中国移動香港（2555-2570/2675-2690）、Genius（2500-2515/2620-2635）の3社が落札し、LTEサービスを開始した。OFCAは、これを踏まえ、一層の無線ブロードバンドの成長を目指し、2.5/2.6GHz帯でオークションを実施するとし、合計50MHz幅（25MHz×2）を5ブロックに分割してオークションにかけ、4社が割当てを受けた。なお、最低入札価格は1MHz当たり3,080万HKDに設定された。また、割当てを受けた事業者には、ネットワーク拡張義務として、免許交付時より5年以内にモバイルサービス・カバレッジを人口の50%とする義務が課されている。

香港の2.5/2.6GHz帯オークション結果（2013年3月）

帯域（MHz）	落札者	落札額（HKD）
2515-2520/2635-2640	Genius	290,000,000
2520-2525/2640-2645	スマートーン	330,000,000
2525-2530/2645-2650	スマートーン	310,000,000
2530-2535/2650-2655	中国移動香港	300,000,000
2535-2540/2655-2660	旧CSL	310,000,000

出所：http://www.ofca.gov.hk/en/media_focus/press_releases/index_id_337.html

そのほか、3G用に割り当てられた1.9-2.2GHz帯の免許が2016年10月で期限が切れるため、再割当に関するコンサルテーション文書による意見募集を2012年3月から6月まで実施し、2014年10月、オークションを実施することを公表した。免許期限が切れる帯域量は118.4MHz幅であり、そのうち49.2MHz幅を

オークション対象帯域とし、残り帯域 69.2MHz 幅を原保有事業者各社に再割当する複合 (hybrid) 型割当方式を採用することとしている。オークション対象の周波数は、9.6-10MHz 幅で五つの周波数ブロックに分割し、それぞれの帯域をオークションにかける。当初、全帯域の 3 分の 1 (39.2MHz 幅) をオークションの対象とする予定であったが、2013 年 12 月に、HKT が CSL 買収を発表したため、オークションの対象とする周波数と既存事業者への再割当の比率を調整し、49.2MHz をオークション対象とした。オークションは 2014 年 12 月に実施され、スマートーン、中国移動香港、ハチソン・テレホン (HTCL) が落札した。免許期間は 2016 年 10 月から 16 年間である。

なお、2015 年 3 月に発表された周波数開放計画 (Spectrum Release Plan for 2015-2017) では、新規割当の対象となる周波数帯域を特定する記載はない。

1.9-2.2GHz 帯オークション概要 (単位: 百万 HKD)

帯域 (MHz)	事業者	落札価格
1920.3-1925.3/2110.3-21 15.3	スマートーン	510.0
1925.3-1930.2/2115.3-21 20.2	中国移動香港	470.4
1930.2-1935.1/2120.2-21 25.1	中国移動香港	500.0
1960.0-1964.9/2150.0-21 54.9	スマートーン	470.4
1964.9-1969.8/2154.9-21 59.8	HTCL	470.4

出所: http://www.ofca.gov.hk/en/media_focus/press_releases/index_id_856.html

4 電波利用料制度

商用周波数の使用権の料金には、「周波数使用料」(Spectrum Utilization Fee : SUF) がある。市場価値を反映させた料金として、オークションや入札で定められた金額が支払われる。オークションや入札の対象は、周波数帯域や免許人の売上高からの徴収率などであり、具体的な手続や料金水準は、OFCA が定める。SUF の収入は一般歳入として国庫に納付される (電気通信令第 32I 条)。

そのほか、使用する周波数帯及び帯域幅、基地局、加入者数などを基準に課金されるキャリア免許料 (Licence Fee) がある。キャリア免許料収入は、OFCA の行政サービス費用を回収するものであり、CA の業務運営基金 (trading fund)

に繰り入れられる（CA 条例第 20 条・第 25 条）。

5 電波の安全性に関する調査

「電気通信令」第 32D 条において、電気通信装置から発する電気ボルテージ又は非電離放射線による影響から利用者及び人員の安全と健康を確保するために、CA は、技術標準や技術仕様を定めると規定されている。電磁界への曝露に関する人体への制限値については、国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）が 1998 年に策定した「時間変化する電界、磁界及び電磁界による曝露を制限するためのガイドライン（300GHz まで）」の基準値が採用されている。そのほか、無線伝送設備の非電離放射線による危険からの作業従事者・公共メンバーの防護に関する実施規範（Code of Practice for the Protection of Workers and Members of Public Against Non-Ionizing Radiation Hazards from Radio Transmitting Equipment）を 2000 年 5 月に作成し、無線システムの設計・運用者や無線局設置作業の従事者を電波の曝露から保護するための要件を規定している。

Ⅲ 周波数分配状況

周波数分配表（2016 年 1 月現在） URL :

http://www.ofca.gov.hk/filemanager/ofca/common/Industry/broadcasting/hk_freq_table_en.pdf